

## 【建設工事の請負契約における履行保証制度の変更について】

このことについて、令和2年4月1日より次のように変更します。

### 1 契約保証金の免除

現行 予定価格が500万円未満の建設工事の工事請負契約(ただし、予定価格以外の要件により契約保証金を求める場合は除く)

変更 設計金額が500万円未満の建設工事の工事請負契約(ただし、設計金額以外の要件により契約保証金を求める場合は除く)

### 2 建設工事に関する測量、調査及び設計業務の委託についても準用する

問い合わせ先

阿南市総務部総務課

電話 0884-22-3804